有限会社ユアスペースエンヤ レンタルボックス賃貸借契約約款

第１条（総則）
1.本レンタルボックス賃貸借契約約款（以下「本約款」といいます）は、有限会社ユアスペースエンヤ（以下「当社」といいます）と、当社が提供する「レンタルボックス使用サービス」及びこれに付随するオプションサービス（以下総称して「本件サービス」といいます）の利用をレンタルボックス賃貸借契約申込書（電話、FAX、電子メールまたは当社ホームページからの申込み後、レンタルボックス賃貸借契約申込書を当社へ提出する場合を含む。以下「賃貸借契約申込書等」といいます）により申込み、当社がこれを承諾した個人または法人（以下「契約者」といいます）との間における、本件サービスの利用に関するレンタルボックス賃貸借契約（以下「本契約」といいます）に対して適用されます。ただし、別途契約者と当社の間で書面により締結された特約がある場合は、当該特約が優先して適用されます。
2.本契約は契約者が賃貸借契約申込書等にて申込みを行い、当社が承諾した時に成立します。ただし、電話、FAXにて申込みを行う場合には、契約者は当社が指定した時期までに賃貸借契約申込書を当社へ提出するものとします。また、当社による承諾が電子メールを発する方法にて行う場合については、電子メールが契約者に到達した時点で成立します。
3.契約者は本契約の履行を担保するため、当社指定の保証会社と保証委託契約を締結するものとします。保証委託契約は保証委託契約申込書により申込みを行い、保証会社が承認した時に成立します。
4.契約者は本契約の締結前に必ず本約款の内容を確認するものとし、本契約を締結した時点もしくは本件サービスの利用を開始した時点以降は契約者に対して本約款を適用します。
5.当社は本約款を変更することがあります。この場合、当社は契約者への書面による通知または当社ホームページにおいて掲示を行うものとし、この通知または掲示のいずれか早い時点以降は、変更後の約款が適用され、契約者は変更後の約款を承認して本件サービスを利用するものとみなされます。

第２条（定義）
以下に掲げる各用語は、本約款において以下に定める意味を有するものとします。
・「レンタルボックス使用サービス」とは、当社が契約者に対し当社のレンタルボックスを賃貸し、契約者が物品類を収納するスペースを提供するサービスをいいます。
・「レンタルボックス」とは、本契約の定めに基づき、当社が契約者に賃貸し、契約者が一時的に使用する使用区画（レンタル収納スペース）をいいます。
・「コンテナタイプ」とは、本件サービスにおいて当社が屋外に設置したコンテナを利用して契約者に提供するレンタルボックスのタイプをいいます。
・「トランクルームタイプ」とは、本件サービスにおいて当社が屋内に設置した仮設の造作によって間仕切りした使用区画を利用して提供するレンタルボックスのタイプをいいます。（倉庫業法第２条第３項にいう「トランクルーム」には該当しません）
・「収納物」とは、本件サービスにおいてレンタルボックスに収納された物品類をいいます。

第３条（基本事項の確認）
1.本件サービスは、当社が契約者に対し物品類を収納することができるスペースを一時使用のために賃貸し、提供するものであって、いかなる意味においても、当社が契約者より収納物を預かるものでも、契約者の収納物を保管するものでもありません。したがって、本件サービスにおいて、収納物の管理責任者及び直接占有者は契約者自身となります。また、契約者の自己責任のもと、収納物が滅失、毀損などにより損害が生じた場合、または当社に責任があるものの当社の責任限度額（第14 条）を超える損害が発生した場合は、契約者の責任となり当社はその責任を負いません。
2.レンタルボックスの利用はタイプを問わず、その法的性質上仮設の構造物の一時使用にあたるため、借地借家法の適用は受けません。

第４条（使用目的）
当社は契約者に対して、賃貸借契約申込書記載のレンタルボックスを契約者が物品類（ただし、第 12 条の禁止収納物を除きます。以下同じとします。）を収納する一時使用目的にて賃貸し、契約者はこれを借り受けます。

第５条（契約期間）
1.契約期間は賃貸借契約申込書等記載の期間とします。ただし、契約期間満了の日の１ヶ月前までに、当社、契約者のいずれよりも解約の申出がなく、かつ契約者が引き続き利用資格を有すると当社が認めた場合、本契約は更に１年間更新されるものとし、その後も同様とします。
2.契約者は、契約成立後、前項の契約期間開始前に本契約を解約する場合には、当社に対し当社所定のキャンセル料を支払うものとします。

第６条（期間内解約）
1.契約期間中といえども、契約者または当社はその理由の如何を問わず、相手方に対し事前に通知を行うことで本契約を解約できるものとします。この場合、相手方に当該通知が到達した日の翌月末日にて本契約は終了します。ただし、左記期日より後の月を解約希望月とした場合は、当該解約希望月の末日にて本契約は終了します。
2.契約者及び当社は前項の予告期間に代え、１ ヶ月分の賃料及び管理料相当額を解約希望日までに相手方に支払った場合は、即時解約することができるものとします。

第７条（利用料金）
1.本サービスの利用料金（以下「利用料金といいます）は次の通りです。
①月額賃料等：契約者は当社に対し、毎月定められた「賃料」、「管理費」、「保証料」、その他定められた料金を支払うものとします。
②一時料金：契約者は当社に対し、本契約締結までに定められた「初回保証料」、「事務手数料」を支払うものとします。また本契約が更新された場合は、契約者は当社に対し定められた「更新料」を支払うものとします。
③その他：前記の料金以外の料金の金額に関しては、賃貸借契約申込書等または当社作成の別途書面により定めるものとします。
2.前項に記載する利用料金のうち、契約月、契約月の翌月及び翌々月の月額賃料等、事務手数料、初回保証料及び鍵代金等を合わせて「初回費用」といいます。

事務手数料
契約者は当社に対し本契約の成立時及び契約内容の変更（物件の移動等）時に、事務手数料として金 5,500 円（税込み）を支払うものとする。

管理費
契約者は当社に対し毎月管理費として金 1,100 円（税込み）を支払うものとする。管理費には JRS プレミアム会員制度のサービス利用料金が含まれます。

JRS プレミアム会員制度
1.本件サービスの利用に付帯するサービス
契約内容の変更（物件の移動等）時の事務手数料を 50%割引するものとします。
2.収納物の火災・盗難による損害を補償するための損害保険
①保険種類：動産総合保険
②保険金額：50 万円（一事故）
③自己負担額：なし
④保険金を支払う場合
・収納物が、火災・落雷・破裂・爆発、風災・雹災・雪災、車両の衝突または接触、給排水設備の事故による水濡れ、騒擾または労働争議に伴う暴行・破壊、盗難、破損・汚損により損害を被った場合、契約者に保険金が支払われます。
・火災・落雷・破裂・爆発等によって保険の目的が損害を受けたために生ずる費用として、損害保険金の 30%を臨時費用保険金が支払われます。
・保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用に対して、損害保険金の 10%を限度に残存物取片づけ費用保険金が支払われます。
⑤免責事項（保険金を支払えない場合）
・契約者及び関係者等の故意、重大な過失による損害
・収納物の自然の消耗、錆、カビ、変色による損害
・瑕疵、ネズミ食い、虫食いによる損害
・汚損、塗料の剥がれ等の単なる外観の損傷による損害
・置き忘れ、紛失による損害
・保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
・戦争、暴動、その他の事変、差押え、没収、核物質等による損害
・保険の対象の修繕費のうち、航空輸送によって増加した費用
・地震、噴火、これらによる津波による損害
・台風、暴風雨、豪雨等による洪水、土砂崩れ等の水災による損害
・電気的事故、機械的事故による損害
⑥保険の目的から除外される主なもの（補償の対象外となるもの）
・１個または１組の価額が 30 万円以上の書画、骨董、美術品、宝石、貴金属、楽器
・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
その他これらに類するもの
・ヨット、モーターボート
・自動車
・食料品
・稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、その他これらに類するもの
・その他第 12 条の禁止収納物
⑦事故発生
収納物に事故が発生した場合は、直ちに弊社または取扱代理店までご連絡をお願いします。ご連絡が遅れた場合、ご提供する補償が削減される場合がございます。また、保険金請求権には時効（3 年）がございますのでご注意ください。事故発生の際には以下の点の確認およびご協力をお願い致します。
・損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度及びこれらの事項について証人となる者があるときは、その者の住所・氏名を確認する
・収納物が盗難された場合には、その旨を最寄りの警察署へ届け出る。
・前記書類のほか保険会社より提出を求められた場合は、それに応じる。
⑧損害額の決定
お支払いする損害保険金の額は、次の基準により算出されます。
・修繕可能な場合は事故発生直前の状態にするための修繕費を基準として算出します。
※修繕をすることにより、保険の対象の価値が事故発生直前の状態を上回る場合（耐用年数が延びる場合など）を含みます。）は、その部分を差し引いて保険金が支払われます。
・修理不可能な場合や盗難された場合などは、損害が生じた時の時価が基準となります。
⑨保険金の請求
保険金請求書等の必要書類がすべてそろったものを保険会社が受領後、30 日以内に保険金が支払われます。
⑩その他
当該保険は、弊社が損害保険ジャパン日本興亜株式会社と動産総合保険を契約することで提供しています。詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、動産総合保険窓口までご連絡をお願いします。
≪動産総合保険窓口≫
株式会社ホロスプランニング
東京オフィス
営業本部 戦略営業部 損保担当
住所：〒107-0052
東京都港区赤坂 2-19-4FORUM 赤坂 8 階
TEL：03-6234-6390

支払方法
1.利用料金の支払いは、別途定めた場合を除き以下の通りとします。
・契約者は、初回費用を契約期間開始前までに、現金、当社指定の口座へのお振込みまたはクレジットカード払いのいずれかの方法で当社に支払うものとします。
・契約者は、口座振替払いの場合、毎月 17 日もしくは 27 日のうち当社が指定する日（金融機関の休業日に当たる場合は金融機関の翌営業日）に翌月分の利用料金（初回費用を除く）を、当社が指定する集金代行会社による自動引落により毎月継続して支払うものとします。クレジットカード払いの場合、毎月 15 日に翌月分の利用料金（初回の決済時には初回費用を含む）を、当社が指定する集金代行会社によるクレジットカード決済により毎月継続して支払うものとします。
・残高不足等により自動引落ができない場合は、契約者は直ちに未払料金を賃貸借契約申込書に記載する口座に振り込んで支払うものとします。
2.1 ヶ月未満の賃料は実数に関わらず月 30 日の日割計算とします。なお、管理費は契約期間が１ヶ月に満たない場合であっても、日割計算はいたしません。
3.利用料金その他契約者より当社への支払いに伴う自動引落、口座振込等の手数料は全て契約者の負担とします。また、第８条第４項の保証金の返還その他当社より契約者への支払いに伴う口座振込等の手数料については、当社の負担とします。契約者が当社に支払う金銭について、本件サービス利用に関する債務の弁済に充当する順序は当社が適当と認める順序により行います。また債務の弁済時期及び方法の変更は、当社の任意でることができます。

第８条（保証金）
1.契約者は当社に対し本契約締結までに本契約の履行を担保するため、保証金（税抜き月額賃料の２ヶ月分）を当社に預け入れるものとします。ただし、当社指定の保証会社と保証委託契約を締結した場合には、保証金の預託は不要とします。
2.契約者に利用料金の未払、損害賠償義務の不履行、その他本契約に基づく債務の不履行がある場合は、当社はなんらの催告なしに保証金をこれに充当できるものとします。この場合、契約者は充当の通知を受けた日から１週間以内に保証金の不足額を補填するものとします。なお、契約者は保証金をもって利用料金その他の債務との相殺を主張することはできません。
3.契約者は保証金に関する債権を第三者に譲渡し、または債務の担保の用に供してはならないものとします。
4.本契約が終了した場合、当社は契約者に対して、レンタルボックスの明渡後 90 日以内に、契約者の未払利用料金、その他本契約から発生した金銭債務を控除した残金を返還（振込手数料は当社負担）とします。ただし、契約者の連絡先または契約者の相続人が不明等の理由により、保証金その他当社から契約者に返還すべき金銭（以下「保証金等」といいます）を契約者に返還することができない場合は、本契約の終了日から５年間の経過をもって、当該保証金等の返還請求権の債権を放棄したものとみなします。
5.本契約締結時において保証金の預け入れを定めていない場合であっても、利用料金の支払方法の変更等、契約内容に変更が生じた場合は、当社は契約者に相当な保証金の預け入れを請求できます。

当社指定の保証会社
1.あんしん保証株式会社
住所：〒140-0002 東京都品川区東品川４丁目 12 番４号川シーサイドパークタワー9 階
TEL：0570-039-440

2.株式会社パルマ
住所：〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-5-20KS ビル５階
TEL：03-3234-0358（代表）

第９条（利用料金の改定）
契約期間中であっても、物価の変動、賃料相場の変動、経済情勢の変化、公租公課等の増減、近隣事例に比較して不相当となった場合、または諸事情により当社が利用料金を変更する必要が生じた場合には、当社は契約者に書面による事前の予告をもって利用料金の金額を改定することができます。

第 10 条（遅延損害金）
1.契約者が、利用料金その他本件サービスに基づき当社に対し支払うべき一切の金銭の支払いを遅延した場合、当社は支払期日の翌日から支払日に至るまでの遅延金に対し年率 14.6%（年 365 日の日割計算）を乗じた額の遅延損害金を請求することができます。
2.前項の場合における督促にかかる費用については、当社は契約者に対しその実費の負担を請求することができます。

第 11 条（特別出動）
1.契約者の故意または過失により、当社または当社が委託した者が緊急に出動した場合、当社は契約者に対し、1 回の出動につき金 11,000 円（税込み）の費用を請求することができます。なお、必ずしも当社または当社が委託した者は、即時の出動もしくは契約者が希望する日時に出動することに応じるものではありません。
2.前項の金額を超える費用については、当社は別途契約者に対し追加費用を請求することができます。

第 12 条（禁止収納物）
契約者は以下の物品類をレンタルボックスに収納することはできません。
①現金・貴金属・宝石・有価証券・各種金券・通帳・印章・重要書類・書画・骨董品・美術品・高級衣類・高級家具・高級家電・その他貴重品類
②食料品・酒類・毛皮・革製品・その他温度湿度等の管理条件が厳しいものや変質しやすいもの
③ガソリン・シンナー・火薬などの揮発、発火、発熱、引火等しやすいものや火器・銃器・刀剣類・その他危険物
④麻薬・大麻・盗品・その他法律上、所持、保管、処分等が禁じられているもの
⑤産業廃棄物・薬品・腐敗物・汚染物や異臭・悪臭等を発しているものまたはそのおそれがあるもの
⑥水分・湿気・砂塵を発するものまたはそのおそれがあるもの
⑦植物・生物・遺骨・遺灰その他これらに類するもの
⑧カビ・錆・害虫・害獣等が発生しやすいも

の
⑨重量品もしくは量・丈等がレンタルボックスの規格に合わないもの
⑩契約者が事故の責任において管理することができないもの
⑪他の契約者の収納物、レンタルボックス等に悪影響を与えるおそれがあるもの
⑫収納物の総額（契約時の取引価格を基準として算定）が賃料の 12 ヶ月分に相当する金額を上回るもの
⑬その他、レンタルボックスに収納することが相応しくないと当社が定めるもの

第 13 条（契約者の責任）
1.契約者は本件サービスの利用に際し、自己の収納物を自己の責任において管理、保管することはもちろんのこと当社または第三者に損害を与えることがないよう十分に注意を払い、善良な管理者の注意をもってレンタルボックスを使用する責任があります。
2.契約者の家族、従業員その他契約者の関係者（以下「関係者等」といいます）が、契約者の本件サービスの利用に伴い収納物の搬入搬出等を行う場合も、契約者はその責任の一切を負うこととなり、関係者等の責めに帰すべき事由は、その原因ならびに結果の如何を問わず、契約者の責めに帰すべき事由とみなされます。
3.契約者は定期的にレンタルボックスを訪れ、収納物の現況を点検するものとし、万一契約者の収納物によりカビ等の菌類、サビ、異臭等の発生、その他当社または第三者に悪影響を与えるおそれがあることを発見した場合は直ちに当社に報告をし、当社の指示に従わなければなりません。なお、これによりレンタルボックス内ならびに施設・敷地の清掃や害虫駆除、他の契約者の収納物の移動、その他当社がなんらかの措置を施す必要が生じた場合には、当社は契約者に対しその費用を請求することができます。
4.当社が別途本件サービスの利用に関する利用規則の制定をし、もしくは契約者に対する指示等を行う場合、契約者はこれに従い本件サービスを利用するものとします。
5.契約者は契約者自身または関係者等の責めに帰すべき事由により、当社または第三者に与えた損害については、その金額を賠償する責任を負うものとします。

契約者の報告
契約者は、本件サービスの利用のため当社に届け出た事項に変更が生じた場合は、当社に対し直ちに変更後の事項を当社所定の方法にて報告するものとします。なお、変更した事項が契約者もしくは連帯保証人の住所・氏名・（本店・商号）である場合は、これを証する公的書面（住民票や商業登記簿謄本等）を添えて報告するものとします。

第 14 条（当社の責任の限定）
1.当社は、当社の故意または重過失により契約者に損害が生じた場合は、法律上の賠償責任を負います。なお、当社が責任を負う収納物の損害の認定においては、収納物の客観的に評価された時価を超えることはなく、契約者等の主観的評価により増加する価額は考慮されません。
2.当社は、収納物が毀損、滅失したことや契約者がレンタルボックスを使用した、または使用できないことによって、契約者及びその関係者等に生じた特別、付随的、偶発的、間接的、または結果的な損害（営業利益の喪失、事業の中断、営業情報の喪失、またはその他の金銭的喪失による損害等）に対しては予見の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。

当社の責任の免責
当社は以下の事由により生じた損害においては、その責任を免責されます。
①自身、津波、風雨、高潮、落雷、火災、気温や湿度の変化等の自然災害
②戦争、内乱、労働争議、盗難、第三者の不法行為、その他当社にとって不測または突発的な事件事故
③停電、通信障害、その他本サービスに関する施設・設備等における当社にとって不測または突発的な故障・障害
④カビ、サビ、結露、漏水、砂害、虫害、ネズミ等による獣害
⑤収納物の性質、欠陥、荷造りの不完全、自然消耗、経年劣化等による収納物の滅失、毀損等
⑥バイクならびに禁止収納物を収納した場合の物品類の滅失、毀損等
⑦本契約の違反、契約者の管理義務違反、当社が事前に注意を喚起したにも関わらずこれに応じない場合または契約者もしくは関係者等の故意、過失がある場合
⑧公共事業に関わる収用、区画整理、その他公権力の行使または土地・建物の所有者等から本サービスに関する施設・設備等に対する明渡請求により、本サービスの提供が困難となった場合
⑨以上の各号に準じる自由のある場合

第 15 条（保険の付保）
1.本サービスは当社と当社が適当と認めた保険会社（以下「保険会社」といいます）との間の契約により、レンタルボックス内に収納された物品類の火災・盗難による損害を補償するための損害保険が付保されています。なお、補償される限度額は金 500,000 円までとなります。
2.前項の損害保険の補償は保険会社の規約に基づき行われます。したがって上記の限度額を超える損害はもちろんとして限度額内の損害であっても、全ての火災・盗難による損害及び全ての収納物に対し補償されるものではありません。また保険会社が保険金の支払いを承認しない損害については、当社はその一切の責任を負いません。
3.保険会社の変更または保険条件の変更等により随時、補償される限度額・補償範囲が変更または損害保険の付保の中止がされる可能性があることを契約者は予め承諾するものとします。

第 16 条（錠・鍵・電子カードキー等）
1.当社は契約者に対し本サービスを利用するための錠・鍵・電子キーの貸与もしくは暗証番号の発行（以下「鍵等」といいます）をするものとします。なお、当社指定の鍵等を使用せず本サービスを利用した場合は、盗難等につき、補償の対象外となる場合があります。
2.契約者は自己の責任でこれらの鍵等を管理するものとし、鍵等の破損、紛失、盗難、失念、第三者の偽造・盗用、第三者への貸与・譲渡等から発生する契約者及び収納物に関する損害については、当社はその一切の責任を負いません。
3.契約者は貸与された鍵等を当社に断りなく複製または第三者に譲渡、貸与、担保提供等をすることはできません。
4.契約者は貸与された鍵等を紛失、盗難、毀損等した場合は直ちに当社に報告するものとします。またこの場合、契約者は当社に鍵等再発行手数料として、南京錠及びドアの鍵の再発行は 1 本あたり金5,500 円（税込み）、ナンバー錠自体の再発行は金 5,500 円（税込み）、ドアノブ自体の交換を伴う鍵の再発行は金 11,000 円（税込み）を支払うものとします。
5.契約が終了した場合、契約者は契約終了日までに当社（郵送の場合は契約終了日までに必着）に、貸与された鍵等を返却するものとします。万一当該期日までに、当社がこれらの鍵等の受領を確認できない場合は、契約者において紛失したものとみなし、当社は契約者に前項の鍵等再交付手数料を請求することができます。
6.契約者の所有に関わる鍵等であっても、本約款の定めに従って当社がレンタルボックス内に立ち入る場合は、必要に応じて開錠・破壊等を行います。この場合、立ち入る理由が専ら当社の責めに帰すべき事情がある時を除き、当社は損傷した鍵等の費用の負担はしません。

第 17 条（表明及び保証）
当社及び契約者は、本契約締結時において、自ら（法人の場合は、その役職員、親会社、関係会社、主要株主を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、またはこれらに準ずる反社会的な集団または個人（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）に該当しないことを表明及び保証します。

第 18 条（禁止事項
1.契約者は本サービスの利用に際し以下の行為を行ってはなりません。
①レンタルボックスを住居、事務所、その他物品類の収納目的以外で使用すること
②レンタルボックス内外のスペースならびに敷地内において宿泊、滞在、飲酒、飲食、その他物品類の収納・搬出以外の行為をすること
③レンタルボックス内外のスペースならびに施設・敷地内で喫煙、火気類を使用すること
④所定の場所以外に駐車、駐輪すること
⑤大声、騒音等その他近隣に迷惑・不快感を与えるおそれのある行為をなすこと
⑥レンタルボックスの改造、模様替え、釘打ち、ねじ止め、ビス、フック等の設置、シール貼りその他現況を変化させること
⑦当社が認める場合を除きレンタルボックスに当社が指定する以外の錠・鍵を用いること
⑧レンタルボックス内以外のスペースに物品類を放置すること
⑨法令、公序良俗に反すること
⑩その他、本契約及び別途当社が定める規則に反すること
2.契約者は、レンタルボックスを転貸（役員構成の変更、株主・社員構成の変更等による事実上これと同じ効果をもたらす行為を含む。）し、または本契約上の権利を第三者に譲渡、担保提供その他これらに準じる処分をすることはできません。

第 19 条（立入り・本件サービスの禁止等）
1.当社または当社の指定する業者は、本サービスならびに施設・設備の維持管理のため点検、補修、工事等を行う場合または契約者が禁止収納物を収納しているおそれがある場合、その他当社がレンタルボックスに立入る必要が生じた場合は、開錠または鍵等を破壊しレンタルボックス内に立入り、収納物の移動・処分を含め必要な措置を講ずることがあります。
2.前項において当社がレンタルボックスに立入った事情が契約者の責めに帰すべき場合は、これにより当社に生じた費用、損害を契約者に負担して頂きます。
3.当社は、自然災害・突発的な事件事故の発生、設備の故障、その他やむを得ない事情があるときは、本件サービスの提供を停止し、契約者に収納物またはレンタルボックスの変更を求めることがあります。この場合、契約者は直ちにこれに応じるものとします。

第 20 条（契約の解除）
当社は、契約者が以下のいずれかに該当したときは、何ら催告または通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができます。
①当社から送付した口座振替手続書面が契約者に到達（到達したとみなされる場合を含む）後、1 ヶ月以内に口座振替手続きが完了しなかった場合
②利用料金、その他本契約に基づき契約者が支払うべき金銭の支払いを 1 ヶ月以上遅延したとき
③当社が契約者に対し 2 週間以上連絡がとれないとき
④禁止収納物の収納または禁止事項に違反したとき
⑤故意、過失を問わず当社又は第三者に重大な損害を及ぼしたとき
⑥破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算等の申し立て又は事実上倒産状態におちいったとき
⑦差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の執行、公売処分、銀行取引停止処分又は租税滞納処分を受けたとき
⑧当社に対する申告、報告等に虚偽または重要な部分において不正確な表示・必要な記載・資料の省略・誤解を生じさせる方法をしたとき
⑨契約者もしくは関係者が反社会的勢力であることが発覚したとき、または反社会的勢力のためにレンタルボックスを使用もしくは反社会的勢力をレンタルボックス設置の建物ないし敷地内に出入りさせたとき
⑩契約者または関係者等が、逮捕・起訴・刑事処分等を受けたとき、もしくは捜査機関より捜査を受けたとき
⑪その他、本契約もしくは本サービスに関する利用規則に違反したとき

第 21 条（契約の終了）
1.本契約が、期間満了、期間内解約、第 20 条の契約の解除、その他の事由により終了した場合には、契約者は契約終了日までにレンタルボックス内の収納物を搬出・撤去し、貸与を受けた物を返却のうえで、レンタルボックスを原状（通常損耗の場合を除く）に復して当社に明渡すものとします。但し、第 20 条に基づく当社の解除権の行使もしくは第 6 条に基づく即時解約により、本契約が即時に終了した場合は、契約者は直ちに上記の明渡しを行うものとします。
2.当社は、契約者から明渡しを受けたレンタルボックスについて、原状回復のための修繕または補修工事が必要であると判断した場合には、必要な修繕を行うものとします。この場合、修繕または補修工事に要した費用は契約者の負担となります。
3.第 1 項に関わらず、契約者（関係者等を含む）がレンタルボックスの明渡しを行わない場合には、当社は契約者に代わって原状回復をすることを承諾します。なお、これに要した費用は契約者の負担となります。
4.前 2 項の場合において、当社が負担する費用が生じる場合は、当社はこれらの費用のすべてを契約者に請求できるものとします。
5.本契約の終了後であっても明渡しが完了するまでの間は、当社は契約者に対し月額賃料等の 2 倍に相当する損害金を請求できるものとします。
6.契約期間中ならびに契約の終了時においても、契約者は当社に対し、有益費・必要費・造作買取の請求はできないことはもちろんとして、移動費用、明渡費用その他名目を問わずいかなる金銭を要求することはできません。

第 22 条（キャンペーンの適用及び終了）
1.キャンペーンが適用された場合には、利用料金の減額を行うものとします。なお、減額の対象、期間、および減額後の金額は、当社と契約者間で別途定めるものとします。
2.次の場合、キャンペーンは終了となります。
①キャンペーン適用期間が満了した場合
②契約期間中に 2 ヶ月間連続で月額賃料、管理費またはその他の支払が遅延した場合
3.キャンペーンが終了した場合、キャンペーン終了月の翌月以降の利用料金は、賃貸借契約申込書等に記載の金額となります。

第 23 条（個人情報の取扱について）
1.当社はご提供頂いた個人情報につきましては、下記の目的の範囲内で取り扱いさせていただきます。
①ご本人確認、ご利用料金の請求及びご利用料金・ご利用サービス提供条件の変更、ご利用サービスの停止・中止・契約解除の通知並びに当社サービスの提供。
②電話、FAX、電子メール郵便等各種媒体により、当社並びに当社グループのサービスに関する販売推奨・アンケート調査並びに景品等の送付。
2.当社はご提供いただいた個人情報につきましては、上記利用目的を達成するため、業務委託先又は提携先に開示する場合があります。また、法令等に基づき裁判所、警察機関などの公的機関から開示の要請があった場合には、当該公的機関に提供することがあります。当社は以上の方針を改定することがあります。その場合、すべての改定は、改定の時点で第 1 条 4 項にしたがって行われるものとします。

第 24 条（通知および意思）
1.当社が契約者に対する通知、連絡ならびに意思表示を本契約に表示された契約者の連絡先（第 13 条により変更の届出があった場合は、当該変更後の住所）に宛て発送した場合は、当該通知等が通常到達すべき時に到達したものとみなします。
2.当社は契約者からの通知、連絡及び意思表示を当社が指定する書面によって行うことを請求することができます。この場合、当該書面の当社への到達をもって、有効な通知、連絡及び意思表示があったものとします。

第 25 条（連帯保証人）
1.連帯保証人は、契約者と連帯して、本契約に基づく契約者の当社に対する一切の債務を保証し、債務履行の責に任ずるものとします。
2.連帯保証人が本契約による債務の一部を弁済したときは、連帯保証人は、当社の書面による事前の承諾を得たときに限り代位できるものとします。
3.連帯保証人は、当社がその都合によって他の保証、もしくは担保を変更、解除しても免責の主張及び損害賠償の請求をしないものとします。

第 26 条（協議事項）
本契約に定めがない事項が生じた場合は本契約の趣旨に基づき当社と契約者の間で協議し、これを解決するものとします。

第 27 条（合意管轄）
本契約に関し万一紛争が生じた場合は、横浜地方裁判所または横浜簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則
契約者は、本件サービスの利用料金等について法令の定めるところに従い消費税を追加して支払うものとします。なお、契約期間中に消費税率（本約款の適用時における消費税率は 10 パーセント）の変動があった場合、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以後その消費税率で計算された消費税をお支払いいただきます。